

水道事業の基盤強化における広域連携

～上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウム～

厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課
課長 名倉 良雄

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定

施行期日

令和元年10月1日 (ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

水道の基盤を強化するための基本的な方針について

○基本方針とは・・・

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今後の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）。

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

水道事業の現状と課題



老朽化・耐震性不足



経営環境の悪化



人材減少・高齢化



水道の基盤強化に向けた基本的考え方



①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。



②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業者間の連携を推進する。



③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

関係者の責務及び役割

国：水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。

水道事業者等：事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。

都道府県：広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。

民間事業者：必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。

市町村：地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。

住民等：施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

第5 水道事業者等との連携等の推進に関する事項

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

広域的連携等推進協議会について

- 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができる。
- 広域的連携等推進協議会は、都道府県、広域的連携等推進協議会の区域をその区域に含む市町村、広域的連携等推進協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者並びに都道府県が必要と認める者をもって構成する。
- 広域的連携等推進協議会において協議が調った事項については、広域的連携等推進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(注1)協議会については、都道府県が定める区域毎に当該都道府県内で複数設置することは差し支えない。

(注2)市町村と水道事業者等が同一の場合には、一人の者の出席で足りるものである。

広域的連携等推進協議会の趣旨

- 各都道府県の区域において市町村の区域を超えた広域連携の推進を行うため、都道府県は、水道基盤強化計画の策定を目的とする場合に限らず、当該区域内の水道事業者等をはじめとした関係者を構成員として、必要な協議を行うための場を設けることができることとしたもの。

広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) 	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) 	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ・ 総務系事務の共同実施、共同委託 	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続 	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等 	多数

水道広域化の類型化

	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態※	水道用水供給事業と受水末端水道事業の統合	複数の水道事業による統合	中核事業による周辺小規模事業の吸収統合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい 末端水道事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能 施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上 	<ul style="list-style-type: none"> 経営資源の共有化 規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大等により効率的な事業運営が図れる 施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 	<p>(中核事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中核事業体としての地域貢献 <p>(小規模事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金の上昇を抑制 給水安定度の向上 事業基盤が安定
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 給水安定度向上のためには、末端水道事業間の連絡管整備が必要となり、事業費の増大となる場合がある 水道料金上昇が伴うと、料金決定が困難になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる 水道料金上昇が伴うと、料金決定が困難になる場合がある 	<p>(中核事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水条件の悪い事業を統合する場合は、経営的な負担が増す <p>(小規模事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に伴う施設整備費、出資金及び借金の清算等、広域化にあたり財政負担が発生

※ 経営統合を含む。

広域連携により期待される効果

広域連携により、単独経営よりも水道料金収入の安定化や水道料金の値上げ幅の抑制、水道施設の統廃合による更新事業費や維持管理費の抑制等の効果が期待される。

水道料金の値上げ幅を抑制

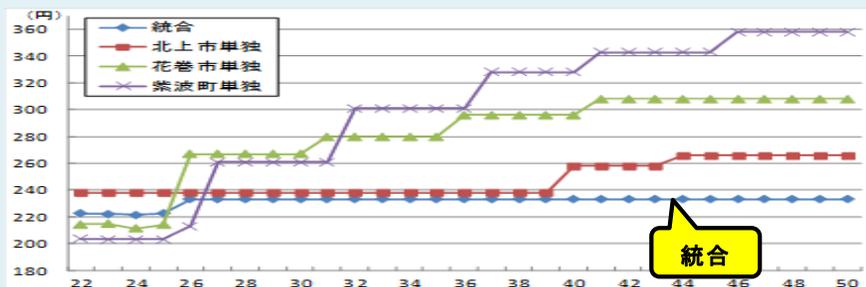
【香川県】：香川県全市町で水道料金の値上げ幅を抑制

(高松市の例)	水道料金の推移 (家庭用20m ³) (円/月)								
	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営	2,700	2,700	2,700	2,748	2,909	3,102	3,263	3,520	3,841
広域化※	2,700	2,700	2,700	2,951	2,951	2,951	3,079	3,318	3,350

(善通寺市の例)	水道料金の推移 (家庭用20m ³) (円/月)								
	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営	3,100	3,100	3,207	3,314	3,492	3,688	3,955	4,205	4,472
広域化※	3,100	3,100	3,100	2,951	2,951	2,951	3,079	3,318	3,350

※ 生活基盤施設耐震化等交付金及び一般会計繰出金を考慮

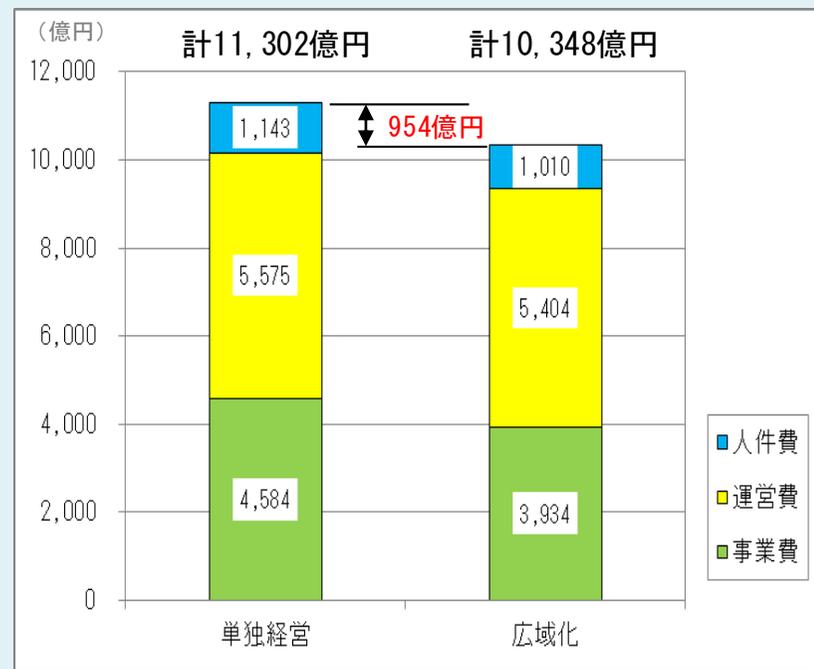
【岩手中部水道企業団】：3市町すべてで料金値上げを抑制



水道施設の統廃合により事業費を抑制

【香川県】：約950億円減 (平成28～55年)

浄水場の削減計画
 上水道 55 → 26
 旧簡易水道 16 → 11



(出典)

「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」、「香川県広域水道事業体設立準備協議会資料」「岩手中部水道広域化事業計画」を基に作成

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、**水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定**。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組むことが重要**。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

改正水道法に基づく広域連携の推進

厚生労働省

基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相反可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的な取組の内容やスケジュール等を記載。

都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に基づき策定

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

連携等推進対象区域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

計画区域

連携等推進対象区域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

連携等推進対象区域③

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

意見

広域的連携等推進協議会

(改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

水道事業者等

- ・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・収支見通しの作成及び公表
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組等

広域連携の検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、東京都、香川県を除く(※) **全ての道府県**で広域連携に関する検討を始めており、**関係水道事業者等が参画する協議会等の組織が設置**され、多様な形態の連携について検討が進められている。
- ※ 東京都は都がほぼ一元的に水道事業を実施している。香川県は香川県広域水道企業団がほぼ県全域の水道事業を実施している。

都道府県名	協議会等名称	都道府県名	協議会等名称
北海道	地域別会議	滋賀県	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会
青森県	青森県水道事業広域連携推進地区会議	京都府	京都府水道事業広域的連携等推進協議会
岩手県	岩手県水道事業広域連携検討会	大阪府	府域一水道に向けた水道のあり方協議会
宮城県	宮城県水道事業広域連携検討会	兵庫県	ブロック別協議会
秋田県	秋田県水道ビジョン策定作業部会	奈良県	県域水道一体化検討会
山形県	水道事業広域連携検討会	和歌山県	水道事業懇談会
福島県	水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会	鳥取県	鳥取県上水道広域化・共同化検討会
茨城県	水道事業等の広域連携検討に係る全体会議	島根県	島根県水道事業の連携に関する検討会
栃木県	市町村等水道事業広域連携等検討会	岡山県	岡山県水道事業広域連携推進検討会
群馬県	広域連携検討会	広島県	広島県水道広域連携協議会
埼玉県	埼玉県水道広域化実施検討部会	山口県	山口県水道事業広域連携検討会
千葉県	実務担当者による検討会議	徳島県	水道広域連携検討会
神奈川県	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会	愛媛県	愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会
新潟県	新潟県における水道事業の基盤強化検討会	高知県	水道広域連携検討会
富山県	水道事業の経営合理化等に係る検討会	福岡県	北九州都市圏域協議会
石川県	水道事業広域連携会議	佐賀県	佐賀県水道ビジョン策定委員会
福井県	福井県水道広域連携推進会議	長崎県	水道事業の広域連携に関する検討会
山梨県	山梨県市町村等水道事業の広域連携等に関する検討会議	熊本県	地域協議会
長野県	長野県水道事業広域連携推進協議会	大分県	大分県圏域別水道事業効率化等連携推進会議
岐阜県	岐阜県水道事業広域連携研究会	宮崎県	宮崎県水道ビジョン策定委員会
静岡県	行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会	鹿児島県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会
愛知県	愛知県水道広域化研究会議	沖縄県	沖縄県水道事業広域連携検討会
三重県	水道事業基盤強化協議会		

近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営統合	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

広域連携に向けた取組事例

実施主体		期間	内容
水道事業者	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団	令和元年11月～令和3年3月	<ul style="list-style-type: none">● 5事業者で、これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討を行うため、検討会を設置<ul style="list-style-type: none">➢ 5事業者が平成22年にとりまとめた「水道施設の共通化、広域化」の検証ほか
	長野県企業局	平成29年度～令和元年度 平成30年度～	<ul style="list-style-type: none">● 地方自治法の「事務の代替執行」制度を活用<ul style="list-style-type: none">➢ 天龍村の簡易水道の施設整備事業を支援● 水道事業者からの相談等を受け付け<ul style="list-style-type: none">➢ 「水道事業者なんでも相談窓口」を設置し、水道事業者からの質問等に直接回答・助言➢ 県知事部局と企業局で結成した「市町村支援チーム」が直接相手方の現場に赴き、水道事業者の実情に応じた支援を実施
都道府県	兵庫県	平成30年4月～	<ul style="list-style-type: none">● 県内水道事業者において不足している専門職員の確保、育成に向けた取り組みとして、(公財)兵庫県まちづくり技術センターに「上水道支援課」を新たに設置<ul style="list-style-type: none">➢ 水道事業者が実施する水道施設の計画、設計への助言、工事の積算・工事監理などの技術支援を実施